

新潟市小額工事等契約希望者登録申請をされる方へ

1. 新潟市小額工事等契約希望者登録制度とは

この制度は、新潟市が発注する公共施設及び出先機関等の工事や修繕のうち、小額で内容が軽易なものについて、受注を希望される方を登録し、市内の業者が直接工事を請け負うことができるようにするものです。

《登録できるもの》

新潟市内に主たる事業所又は住所を有する方で「新潟市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されていないもの（建設業許可の有無，経営組織，従業員数は問いません。）

《登録できないもの》

- (1) 新潟市内に主たる事業所又は住所を有しないもの
- (2) 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの
- (3) 新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）に登載されているもの
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格，免許等を有しないもの
- (5) 市税を滞納しているもの。ただし，市長が特に認める場合を除く。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (8) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい，法人以外の団体である場合は代表者，理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (10) 自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用して
いるもの
- (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与しているもの
- (12) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2. 対象となる工事・修繕

1 件の契約金額が 100 万円を超えない工事・修繕が対象となります。

具体的な工事等の内容は、申請書裏面の「小額工事等の種類及び具体例」をご覧ください。

3. 登録の方法

登録申請書に必要な書類（市税の納税証明書【新潟市入札参加申込用】、資格・免許等が必要な業種の登録希望者は許可証の写し、暴力団等の排除に関する誓約書など）を添付して提出してください。

※市税の納税証明書について

納税証明書は市税事務所市民税課、税務センターまたは出張所で交付しています。

申請日前 3 ヶ月以内に証明されたものを提出してください。

<納税証明書発行にあたっての注意点>

- ・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状をお持ちください。
- ・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ち下さい。
- ・1 ヶ月以内に納税（口座振替を含む）した方は、お手数でも必ず領収書または口座振替された通帳やその写しをお持ちください。納税したことが確認できるものがない場合、証明書を発行できないことがあります。

申請書・委任状書式：新潟市証明関係アドレス（『新潟市 市税の証明』で検索）

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html

4. 登録の受付

平成 28・29 年度の登録を平成 28 年 2 月 1 日（月）～2 月 22 日（月）まで受け付けます。（土・日・祝日を除く。）

それ以降は平成 28 年 4 月から随時受付を行います。

2 月 1 日（月）～2 月 22 日（月）に申請された方は 4 月 1 日の登録となりますが、4 月以降に申請され方は申請月の翌月より登録となります。

登録の有効期間は登録されてから平成 30 年 3 月 31 日までとなります。

申請書等の配布及び受付場所は、契約課（市役所分館 4 階）及び各区役所総務課です。

申請書は契約課のホームページからもダウンロードできます。

5. 登録すると

「新潟市小額工事等契約希望者登録名簿」に登載され、庁内及び市の各施設・出

先機関等において業者選定の対象となります。ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため、インターネット等で一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

6. 指名されたら

原則として、複数の業者との見積合わせにより、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することは自由です。辞退するときは、必ず連絡（電話でも可）をしてください。ただし、契約締結後の辞退はできません。

7. 契約をすると

契約にあたって、請書の提出が必要となる場合がありますので、発注課の指示に従ってください。

施工は、新潟市契約規則、契約条項、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行なわなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

8. 請負代金の支払い

工事完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。

なお、前払金、出来高による部分払金はありません。

※会計課で債権者登録を事前にされていると、代金請求のたびに口座情報を記載する必要がなくなります。

登録受付・問い合わせ先

新潟市役所契約課工事契約係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-2217 FAX 025-225-3500

小額工事等の種類及び具体例

No.	工事の種類	具体的な工事の内容の例示
1	土木一式工事	道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事等
4	左官工事	左官工事, モルタル工事, 吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事, 足場等仮設工事, 工作物解体工事, 土工事, コンクリート工事, ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事, 構内電気設備工事, 照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事, 給排水・給湯設備工事, 厨房設備工事, 衛生設備工事, 浄化槽工事, プロパンガス配管工事, ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事, れんが積み工事, タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事, 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事等
13	ほ装工事	アスファルトほ装工事, 砂・砂利ほ装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事, モルタル防水工事, シーリング工事, シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上げ工事, 壁張り工事, 内装間仕切り工事, 床仕上工事, たたみ工事, ふすま工事, カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信路設備工事, 電気通信機械設備工事, 放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事, 公園設備工事, 園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事, シャッター工事, 金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	火災報知設備工事等
27	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
28	解体工事	解体工事
29	その他工事	上記に当てはまらない工事